

平成 26 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 27 年 1 月

定期監査報告

1. 監査の対象部局

総務部（総務課）
地域振興部（政策調整課・農林水産課・経済港湾課）
市民健康部（社会福祉課・介護支援課）
都市環境部（都市整備課・環境保全課）
教育委員会（学校教育課・生涯学習課・こども課・幼児療育通園センター）

2. 監査の実施期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 8 日

3. 監査の範囲

平成 25 年度一般会計における「負担金、補助及び交付金」より支出された補助金交付等の財務事務。

4. 監査の着眼点

- (1) 公益性のない事業または団体に補助金の交付がなされていないか。
- (2) 補助金等の算出は規則等の基準により適切に行われているか。
- (3) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (4) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (5) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

5. 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査の範囲の補助金等事業名、補助等の相手方、事業等開始年度、事業の目的及び公益上必要があるとする理由、事業の効果、根拠法令等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

6. 監査の結果

- (1) 監査の対象とした事業名及び担当部局
平成 25 年度決算における歳出費目の内、19 節負担金、補助及び交付金全件(247 件)から補助金を中心に次の事業(44 件)について抽出した。

単位：円

担当課	担当係	事業名(説明)	24年度支出額	25年度支出額
総務	危機対策	自衛隊留萌駐屯地創立60周年記念事業実行委員会負担金	-	200,000
総務	危機対策	留萌市防犯協会補助金	100,000	100,000
政策調整	まちづくり推進	生活路線バス輸送維持費補助金	5,354,000	5,979,000
政策調整	まちづくり推進	市民活動振興助成金(2件)	300,000	200,000
政策調整	まちづくり推進	住民組織運営助成金(135町内会、17街灯組合)	8,583,100	9,412,200
政策調整	まちづくり推進	コミュニティ助成事業補助金(幌糠コミセン、除雪機等)	1,000,000	1,467,498
農林水産	農政	低温倉庫等整備事業費補助金	21,050,000	18,552,000
農林水産	水産林務	水難救難出動費交付金	370,000	500,000
農林水産	水産林務	水産加工業振興事業補助金	222,000	487,000
経済港湾	経済振興	留萌地域人材開発センター運営協会負担金	6,038,000	6,038,000
経済港湾	経済振興	南留萌地域通年雇用促進協議会負担金	480,000	480,000
経済港湾	経済振興	中小企業振興助成金(ロードヒーティング維持費助成金)2件	901,000	1,117,000
経済港湾	経済振興	中小企業振興助成金(街路灯維持費助成金)2件	101,000	101,000
経済港湾	経済振興	中小企業振興助成金(歩道除雪費助成金)2件	323,000	355,000
経済港湾	経済振興	中小企業振興助成金(空き店舗活用助成金)3件	-	3,729,000
経済港湾	経済振興	中小企業振興助成金(共同施設整備事業助成金)2件	-	3,711,000
経済港湾	経済振興	中小企業相談所運営費補助金	3,000,000	3,000,000
経済港湾	経済振興	中小企業特別融資保証料補給金(8件)	149,179	98,032
経済港湾	経済振興	商店街振興組合連合会振興対策事業費補助金	1,000,000	1,000,000
経済港湾	経済振興	るもい元気チャレンジ助成金(3件)	400,000	469,000
経済港湾	観光物産	観光印刷物作成事業負担金	486,666	441,000
経済港湾	港湾振興	北海道港湾協会負担金	439,000	351,000
社会福祉	社会福祉	社会福祉協議会補助金	11,411,000	11,374,000
社会福祉	社会福祉	精神障害者社会復帰支援事業補助金[施設通所交通費]	304,680	221,410
社会福祉	社会福祉	精神障害者ボランティア活動支援事業補助金[回復者クラブ]	100,000	100,000
介護支援	介護高齢者	老人クラブ運営費補助金(46クラブ)	1,692,000	1,656,000
介護支援	介護高齢者	老人クラブ連合会運営費補助金	504,794	496,734
都市整備	管理	町内会街路灯設置費補助金(4件)	62,000	96,000
環境保全	環境保全	浄化槽設置整備事業費補助金(4件)	1,497,000	1,408,000
環境保全	環境保全	飲料水水質検査費補助金	513,900	405,800
学校教育	庶務	幌糠小学校閉校事業実行委員会補助金	-	400,000
学校教育	学務	小学校教育振興事業(留萌市複式教育連盟負担金)	63,880	70,180
学校教育	学務	冬期通学費補助金(小学校1人)	12,960	4,320
学校教育	学務	中学校教育振興事業(留萌地方体育文化連盟負担金)	385,000	375,000
学校教育	学務	中体連参加費補助金	2,500,000	2,500,000
学校教育	学務	遠距離通学費補助金(5人)	640,160	800,200
学校教育	学務	冬期通学費補助金(中学校4人)	22,760	32,210

生涯学習	生涯学習	芸術文化振興助成金（8事業）	500,000	495,000
生涯学習	生涯学習	スポーツ振興助成金（3件）	93,000	157,000
生涯学習	生涯学習	温水プール管理事業（西ビル管理経費負担金）	4,698,330	4,884,828
こども	こども家庭	保育士配置等補助金	8,119,200	8,741,040
こども	こども家庭	母親クラブ活動費補助金（6クラブ）	1,134,000	1,134,000
こども	こども家庭	私立幼稚園就園奨励費補助金（223人）	22,539,100	21,787,400
幼児療育通園センター	センター	留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費補助金	90,047	200,000

（２）負担金、補助及び交付金支出事務の監査結果

監査結果は次のとおりであり、事務処理に関し一部改善を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、1月16日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

① 補助金等交付要綱について

（ア）要綱の制定について

留萌市補助金等の制度新設等に関する規定第7条により「補助制度が2年以上継続となるときは補助金等交付要綱を制定するものとする。」となっているが、今回の監査対象事業においては全て要綱が制定されており良好な事務処理であった。

（イ）補助金等の額の算定方法について

一部の要綱に補助金の補助率、あるいは対象経費等についての説明がないものが見受けられたことから、補助金の算定は根拠に基づくものとし、要綱に明確な基準を明記することを強く要望する。

（ウ）提出書類について

要綱等で求めている、提出書類等が未提出であるものが散見された。

また、申請書の申請年月日漏れ、申請者の印漏れ、なかには申請額が記入されていない申請書も見受けられた。

ほかに、事業予算書、決算書の内容に不備があるものが散見されたことから、チェック機能の強化を図り適正な事務処理を要望する。

（エ）申請書等の様式について

規則等による様式が使用されていない、または様式が整備されていない等の不備が散見された。今一度、要綱と様式の整合性を確認し適正な事務処理を要望する。

（オ）補助事業等の変更申請について

補助事業等に変更がある場合の対応について、要綱等への記述が不足しているもの、または、記述がないものが見受けられた。

また、現状の要綱等からでは整合性の取れない交付の方法を取っている部局が見受けられたため、補助事業の変更にかかる場合の条項の改正や追加が必要である。

② 補助金等の交付時期及び支出事務について

（ア）補助事業等完了前の補助金等の交付について

一部の部局で、要綱のなかに「原則前払」と明記しているものがあったが、実際の交付

方法は証明書類の提出後全て事後支給するというもので、要綱と内規の整合性が全くないため早急に改善を要望する。

また、事業完了前に補助金等の交付を受けようとする時は、留萌市補助金交付規則第14条第3項の別記12号様式で請求書を提出しなければならないが、別様式の請求書を受理し、補助金等を交付している部局が見受けられたので改善を要望する。

(イ) 実績報告書等の審査について

補助金等の算出は合理的な基準により行われるべきであるが、実績報告等の審査が十分にされていないことで補助金の算出に疑問が残る部局が見受けられた。

また、証憑書類の確認がとれないものや、実績報告書の内容に整合性のとれないものが散見されたことから、補助金等の額の確定の際には十分な審査を要望する。

③ 負担金支出事務について

概ね良好な事務処理であったが、一部に構成団体が負担すべき根拠となる規約等が保管されていない事務処理が見受けられたので改善を望む。

7. まとめ

今回の定期監査では「負担金、補助及び交付金」より支出された補助金交付等の財務事務について監査を行ったものであるが、主に補助金及び助成金についての見解を述べることとする。

補助金の額の確定に至るまでの事務手続きにおいて、初歩的な誤りが散見されたので、改めて、「公益上の必要性」、「経済性」、「効率性」、「公平性」、「透明性」を念頭に置き事務の執行にあたられたい。

また、「交付要綱等」については全て整っていたものの、補助の対象となる経費の範囲や、補助等の割合、上限額などの詳細が具備されていない要綱が多々あった。

補助金等の算定にあたっては、当市の財政状況を踏まえ対象となる経費、割合、上限等、具体的な説明を「交付要綱等」に明記し補助金の交付決定にあたられたい。

その際に、補助申請に必要とする書類が提出されているか、補助金の額の決定後には通知をしているか、事業完了後には実績報告が提出され内容の審査についても十分に行われているかを検証し、適正な事務の執行を要望するものである。

最後に補助金等の財源は市民が収めた税金であり、市には当然、用途・効果についての説明責任があることを自覚し、限られた財源の中での事務執行であることから、市民に有益となるような補助金等交付事務の遂行に努められたい。